

ダメです選挙まつわる贈り物
— 贈らない —
— 求めない —
— 受け取らない —

選挙ニュース

令和6年10月15日（第83号）
（2024年）
発行
西宮市六湛寺町3番1号
西宮市選挙管理委員会
☎0798・35・3736

10月27日（日曜日）

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 投票日

投票時間は 午前7時から 午後8時まで

掲示板、のぼりが倒壊、破損しているのを見かけられた時は、選挙管理委員会までご連絡ください。

公営ポスター掲示板の前の駐車はご遠慮ください。

今回の選挙ではお住まいの地域によって 選挙区が異なります

今回の選挙では、西宮市内で
選挙区が複数にまたがるため、
お住まいの地域によって投票できる
選挙区、期日前投票所などが
異なります。
詳しくは2ページをご覧ください。



期日前投票所が新設されます!!

今回の選挙から『コープ苦楽園』でも
期日前投票ができるようになります
（衆院選は7区の地域にお住まい
の方のみ）。
その他、期日前投票所の会場、期間
などについては4ページをご覧ください。



西宮市キャラクター
みやたん

投票所でのお困りごとシートをぜひご利用ください!!

投票所でのお困りごとについて、一覧表を作成しております。
当該ページを投票所にお持ちいただければコミュニケーションシートとして、
投票所職員に指で示すなどしてお使いいただくことができます。
詳しくは4ページをご確認ください。



選挙公報は公示後、全戸配布されます

候補者の経歴や政見などを掲載した選挙公報を各戸配布します。なお、選挙公報は、公示日の立候補届出
締切の後に、くじによって掲載順が決定してから作成されます。選挙公報は選挙期日（投票日）の2日前ま
でに配布することとなっております。

選挙公報は次の場所にも備え付けていますのでお申し出のうえ、お持ち帰りください。

【備付場所】

市民相談課、各支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、公民館、中央図書館

また、選挙公報は兵庫県ホームページにて公開される予定です。→



今回の選挙ではお住まいの地区によって投票できる小選挙区が異なります

衆議院議員の選挙では右表のとおり、小選挙区が市内で分割されております。

このことにより、今回の選挙ではお住まいの地区によって投票できる小選挙区、期日前投票の会場などが異なっております。投票できる選挙区は送付される投票所整理券表面の住所・氏名欄右上に記載しております。

投票日 令和6年 月 日
投票時間 午前7時から午後8時まで
西宮市 7
氏名 様
抄本番号 投票区 ページ 番号
投票所 (所在地)
西宮市選挙管理委員会 〒662-8567 西宮市八道寺町3番1号 電話 0798-35-3732 うらもご確認ください

ここを
チェック!



お住まいの地区	選挙区	利用できる期日前投票会場
本庁地区	兵庫7区	●選挙管理委員会事務局 ●鳴尾支所 ●甲東支所 ●大学交流センター ●コープ苦楽園
鳴尾支所管内		
瓦木支所管内		
甲東支所管内		
塩瀬支所管内	兵庫2区	●塩瀬支所 ●山口支所
山口支所管内		

※期日前投票所の開設期間、時間などは4ページでご確認ください。

今回の選挙は3種類投票があります

今回の選挙では、

- 衆議院小選挙区選挙
- 衆議院比例代表選挙
- 最高裁判所裁判官国民審査

の3票の投票があります。

それぞれ、投票方法は下記のとおりとなります。

- 小選挙区(水色) → **候補者名**を記入
- 比例代表(桃色) → **政党名**を記入
- 国民審査(緑色) → **辞めさせたい人に×印**を記入

西宮市で投票できる人は?

- 日本国民で、投票日現在 **18歳以上** の人
(平成18年10月28日までに生まれた人^{*})
※民法上の規定により、満年齢は誕生日の前日に加算されます。
- 令和6年7月14日に西宮市に住民票**がある人
当日の投票所は令和6年10月3日時点の住所地です。
- 令和6年7月15日以降に西宮市外に転出された方のうち、西宮市に3ヶ月以上住んでいた場合、転出時の西宮市の投票所で投票ができます。
西宮市に住んでいた期間が3ヶ月未満の場合投票できません。
- 令和6年6月26日までに転出された方のうち、期日前投票をする日に転出して4ヶ月を経過していない場合は、期日前投票ができます。

ポスター掲示場について

公営ポスター掲示場を市内各所に設けます。候補者の選挙運動用ポスターはこの掲示場にしか貼ることができません。貼る位置も立候補受付順に定められています。

開票は即日開票されます

今回の選挙は即日開票されます。

(兵庫7区分)

西宮市立中央体育館(河原町1-16)

(兵庫2区分)

塩瀬公民館(名塩新町1)

いずれも10月27日(日)午後9時30分から

投票所整理券について

投票所整理券は順次、世帯ごとにまとめて封書にて送付してあります。

整理券には当日の投票所情報など重要な情報が記載されておりますので、**必ず開封いただきご確認願います。**また、投票にお越しいただく際に持参いただければスムーズに受付を行うことができますので、忘れずにお持ちください。

もし整理券を失くした、または投票所に持参するのを忘れてしまった場合も投票することはできますので、その際は投票所職員にお申し出ください。

投・開票速報及び開票結果について

10月27日の投票日当日に西宮市選挙管理委員会のホームページにて投・開票速報を随時公開します。

《投票速報のページはこちら》

西宮市ホームページ→検索

→ページ番号検索→「85469904」

と入力してください。



《開票速報のページはこちら》

西宮市ホームページ→検索

→ページ番号検索→「91932216」

と入力してください。



当日投票所について

投票日当日に投票できる投票所は整理券に記載された場所のみとなります。記載された場所以外の投票所では投票できませんので、必ず整理券を確認いただきますようお願いいたします。

また、一部地域では投票所の変更がございますので、必ず整理券をご確認いただきますようお願いいたします。なお、西宮市選挙管理委員会ホームページでも各投票所の地図、投票所変更の一覧を掲載しております。

《投票所・開票所のページはこちら》
西宮市ホームページ→検索
→ページ番号検索→「91876446」
と入力してください。



体の不自由な人は ～郵便等投票制度の利用を～

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、右表に該当し、投票所に行くことのできない人は「郵便等による不在者投票制度」を利用して自宅などで投票ができます。

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けなければなりません。この証明書をお持ちでない方は、今すぐ先述の手帳等を添えて、証明書の交付申請と投票用紙の請求をしてください。手続きは家族等代理の方でもできます。ただし、後述の代理記載制度対象者以外は、請求者の氏名欄と投票用紙は、本人自ら署名する必要があります。

また、郵便投票の対象者のうち、身体障害者手帳に上肢または資格の障害の程度が一級（戦傷病者手帳に特別項症から第二項症）と記載されている人で、自ら投票の記載ができない場合、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理人に投票に関する記載をしてもらうことができる「代理記載制度」があります。なお、すでに証明書をお持ちの方は、証明書を添えて投票用紙等の請求をしてください。

投票用紙の請求期限は、10月23日（水）午後5時必着です。

詳しくは選挙管理委員会（☎0798-35-3732）までお問合せください。

郵便等で不在者投票のできる人

手帳等の種類	障害の種別	障害または要介護の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	介護保険の要介護者	要介護5

※上記の要件に該当しない方は「郵便等投票」をご利用いただけません。期日前投票所（バリアフリー対応）または、投票日当日に投票所整理券に記載された投票所にお越しください。

不在者投票制度について

当日投票所ならびに期日前投票所で投票することができない方については下記の不在者投票制度を利用して投票することもできます。

1. 指定施設（病院・老人ホーム等）で行う
都道府県の選挙管理委員会が指定する施設に入院または入所中の方は当該施設で不在者投票ができます。施設の事務室にお申し出ください。
2. 仕事や旅行先などの滞在地で行う
滞在地の選挙管理委員会で投票ができます。あらかじめ文書（ファックスや電子メールは不可）で投票用紙等を西宮市選挙管理委員会に請求する必要があります。郵送で行うため時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

《指定施設で行う不在者投票のページはこちら》
西宮市ホームページ→検索
→ページ番号検索→「53876273」
と入力してください。



《旅行地や滞在地で行う不在者投票のページはこちら》
西宮市ホームページ→検索
→ページ番号検索→「72266271」
と入力してください。



事業主の皆様へ 従業員の皆様が投票できるようにご配慮を！

選挙は、私たちが政治に参加する最も重要で基本的な機会です。従業員の皆様が投票できるように、配慮をお願いします。

期日前投票について(10月26日(土)まで)

10月27日(日)の投票日に一定の事由により投票できない人は、前もって兵庫2区の地区にお住まいの方は2か所、兵庫7区の地区にお住まいの方は5か所の期日前投票所で投票ができます(会場は下記参照)。

◎氏名などを投票所整理券に印刷されている宣誓書に記入した後、投票日と同じように投票用紙を直接投票箱に投函する方法で投票していただきます。

※氏名を偽って投票、または投票しようとした場合は、詐偽投票で罰せられます。

◎混雑する投票日当日の投票を避けたいという方も期日前投票をご利用ください。

◎期日前投票所はいずれも駐車場完備、施設内はバリアフリー対応です。

◎文字の読み書きが不自由な人は、投票所職員が代理で記載する制度がありますので、投票所で申し出てください。

兵庫7区の地区にお住まいの方

10月16日(水)から

●選挙管理委員会
(六湛寺町3-1 市役所東館7階)

★大学交流センター
(北口町1-2 アクタ西宮東館6階)

※今回の選挙ではらぼーと甲子園と瓦木支所で期日前投票はできません。

10月19日(土)から

●鳴尾支所
(鳴尾町3丁目5-14)

●甲東支所
(甲東園3丁目2-29)

★コープ苦楽園
(樋之池町6-17)

兵庫2区の地区にお住まいの方

10月16日(水)から

●塩瀬支所
(名塩新町1)

10月19日(土)から

●山口支所
(山口町下山口4丁目1-8)

受付時間 ●…午前8時30分～午後8時

★…午前10時～午後8時

(★印の投票所では不在者投票はできません)

《期日前投票のページはこちら》

西宮市ホームページ→検索
→ページ番号検索→「10241107」
と入力してください。



「コープ苦楽園(右図)」で

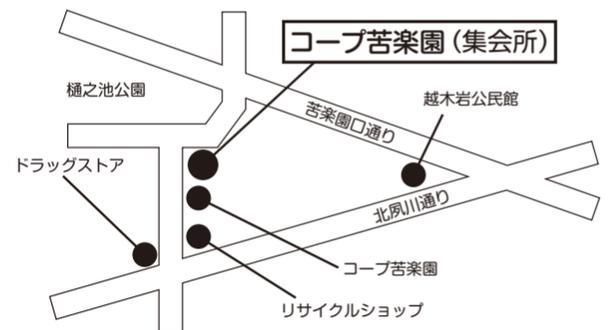
新たに期日前投票ができるようになりました!!

お近くにお住まいの方はぜひご利用ください!!

※衆院選では兵庫7区の地区の方のみ期日前投票ができます。

(兵庫2区の地区にお住まいの方は利用できません)

※不在者投票はできません。



投票所でよくあるお困りごとについてご案内します。選挙ニュースを投票所にお持ちになり、投票所職員にお困りごとをコミュニケーションシートとして指などで示してお使いいただくこともできます。

投票所でよくあるお困りごと コミュニケーションシート

Q 整理券がありません

A 確認します。住所、氏名、生年月日を教えてください。

Q 字が書けません。

A 係の者が代筆します。(代理投票)

Q 候補者の名前がわかりません。

A 記載台に候補者一覧があります。

Q 筆談したいです。

A 紙と鉛筆をお持ちします。

Q 点字投票がしたいです。

A 点字器をお貸しします。

Q 字が小さくて読めません。

A 拡大鏡をお貸しします。

Q 大きい声で話してください。

A 聞こえるように対応します。

Q 投票をした証明書をください。

A 投票済証明書をよういご用意します。

Q トイレはありますか。

A ご案内します。(ご案内できない投票所も一部ございます。ご了承下さい)

Q 投票所内の付き添いをお願いします。

A 係の者が案内します。

Q 投票用紙の書き方がわかりません。

A 2ページをご覧ください。

Q 書き間違えました。

A 二重線を引いて訂正、または消しゴムを使って消してください。